

選挙管理委員会

1 組織

(1) 委員会

委員（4人）[任期：4年（R4.9.26～R8.9.25）]

委員長	馬場 俊彦	2期目
委員長 職務代理者	竹間 昌弘	2期目
委員	曾谷 義孝	1期目
委員	新井 隆	1期目

※補充員（4人）[任期：4年（R4.9.26～R8.9.25）]

補充員（1）	田中 稔
補充員（2）	青山 敏恵
補充員（3）	白井 一郎
補充員（4）	吉岡 誠

(2) 事務局

ア 専任職員 4人

課長、副課長(1)、係長(1)、事務職員(1)

イ 併任職員 11人

(ア) 行政委員会事務局内所属職員

事務局長

(イ) 行政委員会事務局外所属職員

危機管理課(1)、税務課(1)、文化スポーツ課(1)、農業創造課(1)

子ども家庭課(1)、障害福祉課(1)、健康増進課(1)、都市政策課(1)、

都市整備課(1)、教育総務課(1)

2 所管事務

- (1) 選挙の管理執行
- (2) 委員会の開催等
- (3) 選挙人名簿の作成
- (4) 選挙事務及び関係法令の研究
- (5) 常時啓発及び選挙時啓発・・・『明るい選挙の推進』
- (6) 検察審査員候補者予定者の選定及び当該名簿の調製
- (7) 裁判員候補者予定者の選定及び当該名簿の調製
- (8) 直接請求に係る署名簿等の処理

3 所管事務の執行状況

(1) 選挙の管理執行

ア 兵庫県議会議員選挙（令和5年4月9日執行）

(ア) 投票結果

当日有権者数（A）	投票者数（B）	投票率（B/A）
89,446	37,963	42.44

(イ) 期日前投票者数

市役所	イオン三田ウッディタウン店	合計
7,180	6,422	13,602

(ウ) 開票結果

当落の別	候補者氏名	得票数	年齢	党派	新前元別	職業
当	中田 英一	10,906	41	立憲民主党	現	兵庫県議会議員
当	白井 かずや	10,012	47	自由民主党	新	白井石材店従業員
	小山 ひろひさ	9,617	52	日本維新の会	新	丸市運輸株式会社取締役
	せきぐち 正人	7,082	65	無所属	現	兵庫県議会議員
法定得票数		4,702.125	供託物没収点		1,880.85	

イ 三田市長選挙（令和5年7月23日執行）

(ア) 投票結果

当日有権者数（A）	投票者数（B）	投票率（B/A）
89,558	38,153	42.60

(イ) 期日前投票者数

市役所	イオン三田ウッディタウン店	合計
6,851	7,040	13,891

(ウ) 開票結果

当落の別	候補者氏名	得票数	年齢	党派	新前元別	職業
当	田村 かつや	14,774	57	無所属	新	無職
	森 てつお	13,761	71	無所属	現	三田市長
	長谷川 よしき	6,541	72	無所属	新	無職
	たみや けんじ	2,439	53	無所属	新	無職
法定得票数		9,378.75	供託物没収点		3,751.50	

ウ 三田市議会議員補欠選挙（令和5年7月23日執行）

(ア) 投票結果

当日有権者数（A）	投票者数（B）	投票率（B/A）
89,558	38,123	42.57

(イ) 期日前投票者数

市役所	イオン三田ウッディタウン店	合計
6,847	7,033	13,880

(ウ) 開票結果

当落の別	候補者氏名	得票数	年齢	党派	新前元別	職業
当	福本 愛	13,253	34	日本維新の会	新	日本維新の会三田市政対策委員
当	せきぐち 正人	12,385	65	無所属	元	無職
	三谷 よしお	8,040	36	自由民主党	元	無職
	なす 俊男	2,757	57	無所属	新	日本行政新聞記者
法定得票数		414.034	供託物没収点		165.613	

(2) 委員会の開催等

委員会の開催 開催回数 17回 (令和5年4月～令和6年3月)

(3) 選挙人名簿の作成

ア 定時登録 年 4回

〔	令和5年	6月1日	90,832人
	令和5年	9月1日	90,451人
	令和5年	12月1日	90,293人
	令和6年	3月1日	90,035人

イ 選挙時登録 (選挙時に登録)

(ア) 三田市長選挙・三田市議会議員補欠選挙

令和5年 7月15日 91,108人

ウ 登録の抹消 (毎月：定例委員会で抹消)

(4) 選挙事務及び関係法令の研究

ア 選挙事務の研究

イ 各種連合会等への加入

全国市区選挙管理委員会連合会、近畿都市選挙管理委員会連合会、兵庫県都市選挙管理委員会連合会、阪神7市1町明るい選挙推進協議会連合会

ウ 研究会や研修会等への参加 参加回数：9回

(5) 常時啓発及び選挙時啓発・・・『明るい選挙の推進』

ア 組織

(ア) 明るい選挙推進協議会 (昭和32年7月より)

明るい選挙の推進に関し、市民を代表して啓発活動の方法等を協議し、活動の積極的な推進を図る。 [三田市明るい選挙推進協議会規約]

委員数は39人(明るい選挙の推進活動に賛同する市内の各種団体及び機関から推薦された者並びに選挙啓発に関心のあ
る市民)

(イ) 阪神7市1町明るい選挙推進協議会連合会 (昭和47年7月より)

構成市町選挙管理委員会が行う選挙啓発活動に協力して、相互の連携を図るとともに、啓発事業を共同で行うことにより、明るい選挙の推進に資する。

[阪神7市1町明るい選挙推進協議会連合会規約]

イ 啓発の内容

	事業名	事業内容等	実施月日
1	明推協運営事業	総会 (1)令和4年度啓発事業実績報告について (2)令和5年度啓発事業実施計画について (3)三田市長及び三田市議会議員補欠選挙の啓発計画(案)について 開催場所：市役所本庁舎302会議室	6/6
		役員会（幹事会） 開催場所：市役所本庁舎 行政委員室	4/27、10/6(書面)、2/3
2	啓発ポスター募集展示事業	応募作品数：72点（小学校12点、中学校60点） 展示場所：総合福祉保健センター1階ギャラリー 展示期間：1月5日(金)から1月14日(日)まで	募集期間 6/1～9/8 審査 9/14
3	地域別講演会事業	「岸田政権と次期衆院選の行方」 講師：朝日新聞社大阪本社ネットワーク報道本部次長 池尻 和生氏 開催場所：市役所本庁舎302会議室	2/3
4	若年層啓発事業	18歳の新有権者（約900人）に対し、名簿登録時に（6・9・12・3月）バースデーカード及び啓発冊子を配布した。	年間
		「二十歳を祝う会」の参加者に、啓発チラシ（約900部）を配布	二十歳を祝う会 1/7
	主権者教育の推進	【記載台と投票箱の貸出し】 兵庫県立高等特別支援学校、上野ヶ原特別支援学校、ひまわり特別支援学校、有馬高等学校(定時制)、三田学園高等学校 【出前講座・模擬投票】 兵庫県立三田祥雲館高等学校 兵庫県立高等特別支援学校	 3/8 3/13
5	阪神7市1町明るい選挙推進協議会連合会事業への参加	企画委員会 開催場所：宝塚市役所	5/23
		総会 開催場所：宝塚市役所	6/6
		啓発担当職員研修会（主管者会議） 開催場所：宝塚市役所	1/31
6	他機関が実施する研修会等への参加	地域コミュニティフォーラム（近畿ブロック） 開催場所：和歌山県JAビル(和歌山市)	10/3
7	広報誌等による啓発	市ホームページへの啓発記事掲載	年間随時
		市広報誌による啓発	年間随時

8	その他啓発事業	明るい選挙推進協会広報誌「Voters」の配付	年6回
9	選挙時啓発事業	兵庫県議会議員選挙（令和5年4月9日執行） 三田市長選挙・三田市議会議員補欠選挙 （令和5年7月23日執行）	
		① 兵庫県議会議員選挙及び三田市長選挙・三田市議会議員補欠選挙を広く市民に周知するため、選挙啓発機関紙「めいすいだより」を発行した。	3/22（県議） 7/1 （市長・市議補）
		② 街頭啓発活動（啓発物資配布）三田駅前ペDESTリアンデッキでの啓発物資配布	4/3（県議） 7/18（市長・市議補）

(6) 検察審査員候補者予定者の選定及び当該名簿の調製

ア 検察審査会

選挙権を有する国民の中から選ばれた11人の検察審査員が、一般国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかったこと（不起訴処分）の善し悪しを審査することを主な仕事とする。

イ 検察審査員候補者予定者の選定

選挙人名簿から、くじ（名簿調製プログラムを利用したコンピュータ上の無作為抽出）により、割当員数分の検察審査員候補者予定者を選定し、当該名簿を調製した後、検察審査会事務局へデータ提出する。

※令和5年度は神戸第一、第二検察審査会ともに三田市の割当員数は14人ずつ

(7) 裁判員候補者予定者の選定及び当該名簿の調製

ア 裁判員制度

国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する制度であり、6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断するものである。裁判員候補者名簿は各地方裁判所が作成することになるが、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んだ候補者予定者名簿が元となっている。

イ 裁判員候補者予定者の選定

選挙人名簿から、くじ（名簿調製プログラムを利用したコンピュータ上の無作為抽出）により割当員数分の裁判員候補者予定者を選定し、当該名簿を調製した後、神戸地方裁判所へデータ提出する。

※令和5年度の三田市の割当員数は130人

(8) 直接請求に係る署名簿等の処理

ア 直接請求の制度

条例の制定及び改廃の請求、監査の請求、議会の解散請求、議会議員及び長の解職請求等の請求を、署名簿を添えて行政機関へ行う。

イ 選挙管理委員会の事務

(ア) 署名簿の審査及び効力の証明

(イ) 告示、縦覧、署名簿の返付

ウ 令和5年度直接請求（1件）

(ア) 条例制定請求

「三田市民病院の廃止及び神戸市北区における新病院の設置についての住民投票に関する条例の制定について」

(イ) 署名簿の証明結果

署名総数 7,675人

有効数 6,948人、無効数 727人

法定署名数 1,817人（選挙人名簿登録者数の50分の1の数）

公平委員会事務局

1 委員数

委員長 1人

委員 2人

2 公平委員会に係る審査・処理等の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第2項第1号）

要求件数0件、処理件数0件

(2) 不利益処分についての審査請求（地方公務員法第8条第2項第2号）

請求件数0件、処理件数0件

(3) 職員からの苦情相談の処理（地方公務員法第8条第2項第3号）

3件

(4) その他、法律に基づき公平委員会の権限とされている事務

職員団体登録申請及び同記載事項変更届出（地方公務員法第8条第2項第4号）

3件

3 公平委員会事務の研究

- ・兵庫県公平委員会連合会総会・事務研究会
- ・兵庫県公平委員会連合会事務研究会
- ・全国公平委員会連合会近畿支部特別研究会・事務研究会（動画配信）
- ・東部ブロック公平委員会事務担当者研究会
- ・東部ブロック公平委員会連絡協議会

監査委員事務局

1 委員数

監査委員 2人

2 監査委員による監査・検査・審査の状況

(1) 定期監査〔区分：財務事務等監査〕（地方自治法第199条第1項及び第4項）

ア 総合政策部（政策課、秘書広報課、若者のまちづくり課、スマートシティ推進課、デジタル戦略課、アウトドア交流推進課、地域医療推進課）、子ども・未来部（すくすく子育て課、子ども家庭課、健やか育成課、保育振興課、幼児教育振興課）

〔実施時期〕令和5年4月～令和5年9月

イ 経営管理部（総務課、人事課、危機管理課、財政課、公共施設マネジメント推進課、契約検査課、税務課、収納対策課）、まちの再生部（環境創造課、里山のまちづくり課、クリーンセンター）

〔実施時期〕令和5年10月～令和6年2月

ウ 地域共創部（協働推進課、文化スポーツ課、市民課、まちのブランド観光課、産業政策課、農業創造課、農村再生課）、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会事務局、農業委員会事務局

〔実施時期〕令和5年10月～令和6年3月

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

ア 補助金関係

三田市人権を考える会運営費補助金に係る補助事業者に対する主として令和4年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する財政援助に係る部署（共生社会部福祉共生室人権共生推進課）

〔実施時期〕令和5年5月～令和5年10月

イ 公の施設の指定管理者関係

公の施設の指定管理者に対する主として令和4年度の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する指定管理業務に係る部署

(ア) 三田市聖苑

指定管理者：さんだ斎苑管理グループ

（代表団体：イージス・グループ有限責任事業組合）

（まちの再生部ゼロカーボンシティ推進室環境創造課）

〔実施時期〕令和5年10月～令和6年2月

(イ) 三田市総合文化センター

指定管理者：JTBコミュニケーションデザイングループ

（代表団体：株式会社JTBコミュニケーションデザイン）

(地域共創部市民協働室文化スポーツ課)

[実施時期] 令和5年10月～令和6年3月

(3) 内部統制評価報告書審査(地方自治法第150条第5項)

ア 令和4年度 三田市内部統制評価報告書

[実施時期] 令和5年6月～令和5年8月

(4) 例月現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

ア 一般会計、特別会計(国民健康保険事業、公営墓地整備事業、駐車場事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業)、公営企業会計(水道事業、下水道事業、市民病院事業)及び三輪財産区一般会計に係る現金出納

[実施時期] 原則として出納月の翌々月の20日～月末日までの間に実施

(5) 決算審査(地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項)

ア 一般会計、特別会計(国民健康保険事業、公営墓地整備事業、駐車場事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業)

[実施期間] 令和5年6月～令和5年8月

イ 公営企業会計(水道事業、下水道事業、市民病院事業)

[実施期間] 令和5年5月～令和5年8月

ウ 三輪財産区一般会計

[実施期間] 令和5年6月～令和5年8月

(6) 財政健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項)

ア 健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)、資金不足比率

[実施期間] 令和5年6月～令和5年8月

3 監査委員事務の研究

- ・兵庫県都市監査事務局長会(書面開催)
- ・兵庫県都市監査委員会(書面開催)
- ・近畿地区都市監査委員会総会・研修会(書面開催、動画配信)
- ・第1回東部ブロック監査事務研究会(書面開催)
- ・第2回東部ブロック監査事務研究会

固定資産評価審査委員会事務局

1 委員数

委員長 1人

委員 2人

2 固定資産評価審査申出の処理状況

(1) 令和4年度分

() は人数

区分	申出件数	決定件数			取下件数	未決定件数
		却下	棄却	認容		
土地	1 (1)	— (—)	— (—)	1 (1) ※一部認容	— (—)	— (—)
家屋	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計	1 (1)	— (—)	— (—)	1 (1) ※一部認容	— (—)	— (—)

(2) 令和5年度分

() は人数

区分	申出件数	決定件数			取下件数	未決定件数
		却下	棄却	認容		
土地	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
家屋	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

3 固定資産評価審査委員会事務の研究

- ・固定資産評価審査委員会運営研修会（オンライン開催）
- ・阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会

農業委員会

1 組織

(1) 農業委員会委員

区 分	定数	現員	任 期
農業委員	13	13	農業委員
（うち認定農業者）		(5)	令和5年3月26日から
（うち認定農業者に準ずる者）		(0)	農地利用最適化推進委員
（うち中立委員）		(1)	令和5年3月30日から
農地利用最適化推進委員	11	11	いずれも
合計	24	24	令和8年3月25日まで

会長（1）、会長職務代理（1）

(2) 事務局

事務局長（併任）、事務局課長（専任）、係長（2：専任、1：併任）、会計年度任用職員（2）

2 農業委員会等会議開催状況

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 定例総会 | 12回 |
| (2) 現地調査（農地転用等） | 12回 |
| (3) 農地利用最適化推進会議 | 12回 |
| (4) その他（研修、地域計画等） | 7回 |

3 農業委員会部会の設置

- (1) 総務・企画部会
- (2) 農地問題対策部会
- (3) 地域計画・利用集積集約推進部会
- (4) 新規参入促進部会

4 農業委員会業務の概要

- (1) 各種申請等は毎月5日締切り、同月の定例総会に提案
- (2) 定例総会は毎月20日前後に開催
- (3) 転用申請及び非農地証明願出地は調査委員（4名）により定例総会前に現地調査
- (4) 農地法第3条申請の内、新規就農の申請者には、ヒアリングを実施
- (5) 各届出・願出は随時受付、2週間以内に受理通知・証明書を交付
- (6) 農地相談は毎月第2火曜日を農地相談日として、委員4名が相談対応併せて、各委員・推進委員の自宅に「農地相談連絡所」を設置
- (7) 農地紛争に係る和解の仲介
- (8) 農地利用の最適化推進
- (9) その他各種事業関連業務
 - ア 農地の相続税・贈与税、不動産取得税の納税猶予に係る業務

- (10) 諸証明事務
- (11) 農業者年金事務
 - ア 加入状況

加入種別	通常加入	政策支援加入	計
加入者数	20人	0人	20人

イ 年金受給者の状況

受給年金種別	移讓年金 併給含む	老齡年金 のみ	計
受給者数 (延べ人数)	26人	37人	63人

- (12) 農地台帳の整備
- (13) 農地の賃借料情報の提供
- (14) 遊休農地の指導等
- (15) 相続等による権利取得の届出受理

5 農地利用状況調査と農地利用意向調査

市内全域の農地の利用状況調査（夏季・冬季農地パトロール）を実施し、遊休農地の場合は農地利用意向調査を実施

- (1) 年度別遊休農地の推移

(単位:筆・㎡)

	年度当初遊休農地(ア)		新規発生・再発遊休農地(イ)		解消遊休農地(ウ)		再生利用が困難な農地(エ)		年度末遊休農地(ア+イ-ウ-エ)	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
令和3年度	417	317,884	22	26,997	135	92,780	128	102,269	176	149,832
令和4年度	176	149,832	36	36,702	46	50,829	46	23,836	120	111,869
令和5年度	120	111,869	40	52,035	46	43,816	15	10,625	99	109,463

6 地域計画策定に係る目標地図（素案）等の作成

今後の農業や地域の農地利用の姿を明確にする「地域計画」の策定に向け「今後の農地利用等の意向に関するアンケート調査」を行い現況地図及び目標地図素案を作成

- (1) 調査対象

農地所有者及び耕作者（市街化調整区域内） 3,044人

- (2) 調査結果

回答者数 2,144人（1,555人）

回答率 70.4%（78.3%）

※（ ）内は市内耕作者・農地所有者

- (3) 現況地図及び目標地図素案

8 8 地域の現況地図（所有者・耕作者・年齢別・意向・後継者区分図）及び総括図（目標地図素案）を作成

7 農地関係取扱件数

事 務 事 業 名	R3 年度	R4 年度	R5 年度
(1) 農業委員会の専属的権限に属する事務	2 5 3	2 0 3	1 5 8
ア 農地法による事務	2 2 4	1 7 7	1 3 9
(ア) 農地等の所有権移転、賃貸借権等の設定若しくは移転の許可（農地法第3条）	3 0	2 2	3 5
(イ) 相続等による農地の権利取得の届出の受理及びあつせん等（農地法第3条の3）	3 6	2 1	2 5
(ウ) 農地転用について知事に係る申請書の受理・送付・意見書の添付、並びに市街化等農地転用に係る届出書の受理・受理通知書の交付又は不受理の通知（農地法第4条）	1 3	9	9
(エ) 農地転用のための権利設定又は移転についての知事許可に係る申請書の受理・送付・意見書の添付、並びに市街化区域農地転用のための権利設定又は移転に係る届出書の受理・受理通知書の交付又は不受理の通知（農地法第5条）	8	1 5	1 2
(オ) 農地等の賃貸借の解約等につき、県許可に係る申請書の受理・送付・意見書の添付、並びに許可不要に係る通知書の受理（農地法第18条等）	5 1	3 2	2 9
(カ) 遊休農地の所有者等の対する是正指導・勧告・利用状況調査等（農地法第32条等）	8 6	7 8	2 9
イ 農業経営基盤強化促進法による事務	1 2	1 2	1 2
(ア) 市が農業経営基盤強化促進基本構想を定め又は変更するときの意見具申（基盤強化法第6条第5項）			
(イ) 市が農用地利用集積円滑化規程を承認・変更・廃止しようとする場合の決定（基盤強化法第11条の9）			
(ウ) 市が農地利用集積計画を定める場合の決定（基盤強化法第18条第1項）	1 2	1 2	1 2
(エ) 市が農地利用規程の認定又は変更をしようするときの意見具申（基盤強化法施行規則第2条）			
ウ 市民農園整備促進法による事務			
(ア) 市が市民農園区域を指定する場合の決定（市民農園法第4条第1項）			
(イ) 市が市民農園の開設の認定を行う場合の決定等（市民農園法第7条第3項）			
エ 特定農地貸付法による事務	1		
(ア) 特定農地貸付の承認（特定農地貸付法第3条第1項）	1		
オ 農業振興地域の整備に関する法律による事務	1	1	1
(ア) 農業振興地域整備計画の策定又は変更に係る意見具申（農振法施行規則第3条の2）	1	1	1

事 務 事 業 名	R3 年度	R4 年度	R5 年度
カ 土地改良法による事務	1		
(ア) 土地改良区が定め若しくは変更する換地計画書の県知事への認可申請に際しての同意又は意見具申 (改良法52条の8、52条の2第3、53条の4第2)	1		
キ 租税特別措置法等による事務	8	7	2
(ア) 農地等について、一括贈与又は相続を受けた者が、納税猶予を受けようとする場合、その者が適格者である旨の証明書の交付並びに農地利用状況等の税務署長への通知等（特措法第70条の4、70条の6）	8	7	2
ク その他の事務	6	6	4
(2) 専属的権限でない所掌事務	12	12	12
ア 農地等の交換分合の斡旋、その他農事事情の改善に関する事項（農地相談）	12	12	12
イ 農業経営の合理化及び生活改善に関する事項			
ウ 農業生産農業経営及び農業者の生活に関する調査研究			
エ 農業及び農業者に関する事項についての啓発及び宣伝			
(3) 意見の公表、建議諮問に対する答申	1		
(4) その他各種事業関係事務	167	150	133
ア 諸証明事務	89	86	74
(ア) 都市計画法による農家証明（60条証明）	14	5	5
(イ) 民事執行法による買受適格証明			
(ウ) 地方税法による免税軽油に係る耕作証明	9	25	23
(エ) 管外の3条申請に係る耕作証明		2	5
(オ) 農振法に係る耕作証明	5	6	4
(カ) その他耕作証明	26	18	19
(キ) 非農地証明	35	29	17
(ク) 受理証明他		1	1
(ケ) 小作地証明			
(コ) その他証明			
イ 農業者年金事務	78	64	59
(ア) 現況届進達事務	64	55	53
(イ) 経営移譲年金裁定請求			
(ウ) 老齢年金裁定請求	1		
(エ) その他届出	13	9	6
(オ) 受給該当者説明会開催等			

令和6年度 三田市組織図

(令和6年4月1日現在)

市 長	副 市 長	危機管理部	危機管理課	避難行動支援センター
		総合政策部	政策課	
		地域医療推進担当	秘書課	
			広報広聴課	広報係、市民の声係
			移住定住促進課	
			公民連携推進課	
			地域医療推進課	
		総務部	総務課	行政係、管財・広告係
		財務部	人事課	
			D X推進課	スマートシティ推進係、デジタル推進係
			契約検査課	
			財政課	
		市民生活部	公共施設マネジメント推進課	
			税務課	税務管理係、市民税係、資産税係
			収納対策課	
			協働推進課	各市民センター(8)、まちづくり協働センター、消費生活センター
			文化スポーツ課	
		産業振興部	市民課	証明登録係、戸籍係
			環境政策課	環境サポートセンター
			クリーンセンター	
まちのブランド観光課				
産業政策課				
子ども・未来部	農業振興課			
	農村整備課	農村振興係、農業土木係		
	里山保全課			
	子ども政策課	子育て世代包括支援センター、多世代交流館		
	子ども家庭課			
健康福祉部	子ども育成課	青少年育成センター		
	保育振興課			
	幼児教育振興課			
	地域福祉課			
	人権共生推進課			
	生活福祉課	生活支援係、市営住宅係		
	障害福祉課			
	介護保険課	資格管理係、認定給付係		
	高齢者支援課	高齢者活躍支援係、高齢者福祉係		
	健康増進課			
都市整備部	国保医療課	資格収納係、給付係		
	都市政策課			
	交通政策課	交通企画係、交通調整係		
	審査指導課	建築指導係、建築審査係、開発指導係		
	道路河川課	管理係、建設係		
	用地対策課			
	公園みどり課	花とみどり係、施設係		
	都市整備課	都市整備係、市街地再開発係		
[会計管理者]	会計課			
上下水道部	水道課	業務係、工務係		
	下水道課	業務係、整備係、管理係		
	浄水施設課			
	消防本部 指令共同担当	総務課	庶務係、管理係	
市民病院	警防課	警防・救助係、指令係		
	救急課	救急係		
	予防課	予防係、危険物係		
	消防署	警防・救助第1係、警防・救助第2係、救急第1係、救急第2係、庶務第1係、庶務第2係、予防第1係、予防第2係、救助隊		
	西分署	当務第1係、当務第2係		
	東分署	当務第1係、当務第2係		
	診療部	(診療科)	内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科	
診療技術部	(診療技術科)	心臓センター、内視鏡センター、関節センター、化学療法室、中央手術・滅菌材料室		
看護部	看護課	薬剤科、放射線科、臨床検査科、リハビリテーション科、栄養科、臨床工学科		
議会	事務局	総務課	総務係、管理係	
	議事総務課	議事係、庶務係		
教育委員会	教育総務課			
	学校再編課			
	学校教育課	あすなる教室		
	教育支援課			
	教育研修所	I C T運営支援センター		
選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 固定資産評価 審査委員会 農業委員会	学校給食課	ゆりのき台給食センター、清水山給食センター		
	事務局			
	事務局			
	(総合事務局)			
	事務局			

市長部局(会計課、消防本部を除き、上下水道部を含む) 10部48課、教育委員会1部6課